

令和元年度 第1回松本市文化芸術振興審議会 次第

日 時 令和元年11月12日(火)
10時～11時30分
場 所 大手事務所3階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会長及び副会長の選任

4 報告事項

5 会議事項

(1) 松本市文化芸術振興基本方針に掲げる対象事業の中間報告について

(2) 松本市文化芸術振興基本方針の改定について

(3) その他

6 閉 会

松本市文化芸術振興基本方針に掲げる対象事業の中間評価報告について

1 趣 旨

松本市文化芸術振興基本方針に掲げる基本的施策推進のための対象事業(以下、「対象事業」という。)について、中間評価を行いましたので、その結果を報告するものです。

2 経 過

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| H 2 8 . 1 1 | 新基本方針策定 (計画年度平成28年度～令和2年度) |
| 3 0 . 3 | 第1回対象事業の実施状況の評価 (平成29年12月31日現在) |
| 3 0 . 8 | 第2回対象事業の実施状況の評価 (平成30年3月31日現在) |
| 3 1 . 3 | 第3回対象事業の実施状況の評価 (平成30年12月31日現在) |
| R 1 . 6 ~ 1 0 | 第4回対象事業の実施状況の評価(平成31年3月31日現在)及び中間評価実施 |

3 評価の対象

松本市文化芸術振興基本方針に掲げる対象事業(79事業)の二カ年(平成28年11月～平成31年3月31日)の実施状況

4 評価の方法

対象事業の平成30年度末までの実施状況を調査集約し、事業所管課に対してヒアリングを行うなど3つの指標(アウトプット、アウトカム、インパクト)で中間評価しました。

- ・アウトプットとは、活動状況が最も適切に把握できる定量的指標
- ・アウトカムとは、その事業によって直接的にどのような効果をもたらしたかを測る定性的指標
- ・インパクトとは、その事業によって生活の質、経済や環境等にどのような波及をもたらしたかといった中長期的な影響度を測る定性的指標

5 平成29年、30年度(中間評価)の評価結果

(1) 対象事業の実施状況

| 実施年度 | 合 計 | 実施中「○」 | 検討中「△」 | 未着手「×」 | | | |
|-------|-----|--------|--------|--------|-------|---|------|
| H 2 9 | 79 | 63 | 79.7% | 10 | 12.7% | 6 | 7.6% |
| H 3 0 | 79 | 66 | 83.5% | 8 | 10.1% | 5 | 6.3% |

6 評価基準

(1) アウトプットの評価基準

目標値に対して、実績値の達成割合によって評価しました。

S：達成度 120%以上、A：達成度 100%～119%、B：達成度 99%～90%、
C：達成度 89%～50%、D：達成度 49%以下

(2) アウトカムの評価基準

S：目標を上回る、A：達成、B：ほぼ目標どおり、C：目標を下回る、D：目標達成が困難、評価できない：市民満足度調査等を指標としており、調査項目の変更があったため、該当する項目が無くなったもの。

(3) インパクトの評価の基準

S：目標を上回る、A：達成、B：ほぼ目標どおり、C：目標を下回る、D：目標達成が困難、評価できない：市民満足度調査等を指標としており、調査項目の変更があったため、該当する項目が無くなったもの。

7 結果

| 基準 | アウトプット(活動・結果) | | | | アウトカム(成果) | | | | インパクト(波及効果) | | | |
|----------|---------------|-----|-------|-------|-----------|-----|-------|-------|-------------|-----|-------|-------|
| | 評価数 | | 割合(%) | | 評価数 | | 割合(%) | | 評価数 | | 割合(%) | |
| | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 |
| S | 6 | 7 | 9.5 | 10.6 | 1 | 2 | 1.6 | 3.0 | 1 | 0 | 1.6 | 0.0 |
| A | 33 | 30 | 52.4 | 45.5 | 17 | 23 | 27.0 | 34.8 | 6 | 15 | 9.5 | 22.7 |
| B | 15 | 7 | 23.8 | 10.6 | 23 | 17 | 36.5 | 25.8 | 15 | 25 | 23.8 | 37.9 |
| C | 3 | 12 | 4.8 | 18.2 | 13 | 15 | 20.6 | 22.7 | 5 | 11 | 7.9 | 16.7 |
| D | 3 | 7 | 4.8 | 10.6 | 3 | 5 | 4.8 | 7.6 | 9 | 10 | 14.3 | 15.2 |
| 評価できない項目 | 3 | 3 | 4.8 | 4.5 | 6 | 4 | 9.5 | 6.1 | 27 | 5 | 42.9 | 7.6 |
| 計 | 63 | 66 | 100.0 | 100.0 | 63 | 66 | 100.0 | 100.0 | 63 | 66 | 100.0 | 100.0 |

8 主な分析

(1) アウトプットについては、平成29年度目標が達成できた割合(S+A)は61.9%、平成30年度は56.1%でした。【7.4ポイント減】

達成率が減少した主なものは、

- ・ 4番「文化芸術振興審議会の開催」評価指標：開催回数、目標：2回
H29実績2回、評価A H30実績1回、評価C
- ・ 6番「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」評価指標：集客数
H29目標：85,399人 H29実績：85,524人 評価A
H30目標：85,524人 H30実績：82,280人 評価B
- ・ 41番「OMF子どものための音楽会・オペラ」評価指標：鑑賞者数
H29目標：15,359人 H29実績：15,576人 評価A
H30目標：15,576人 H30実績：14,872人 評価B

減少した理由としては、公演数が減ったことや、児童数の減少したことなどが、主な原因と考えられます。

- (2) アウトカムについては、平成29年度目標が達成できた割合は28.6%、平成30年度は37.8%でした。【9.2%増】

達成率が上昇した主な要因としては、公民館、図書館、学校など地域文化に関する事業で上昇しており、利用率や、参加者の伸び率を指標とした事業の目標達成数が増加したためです。

- (3) インパクトについては、平成29年度目標が達成できた割合は11.1%、平成30年度は22.7%でした。【11.6%増】

達成率が上昇した主な要因は市民満足度調査の結果を指標とした事業が多数ありますが、H29年度は市民満足度調査を実施しなかったため、(全年齢ではなく、若者に特化した満足度調査を実施) 評価指標が設定できず、「評価できない」としたものが多く、H30年度は市民満足度調査を行ったため、通常の評価ができたことにより、増加したものです。

9 課 題

- (1) 特にインパクトの測定において、評価の指標を設定することが難しく、市民満足度調査の結果を指標としたものが多数ありますが、個々の事業指標の内容と市民満足度調査の内容が、必ずしも一致しないため、事業ごとの独自の評価調査が必要と思われまます。
- (2) 基本方針では文化芸術と教育、福祉、まちづくり、観光・産業などとの連携を目指していますが、その主旨について庁内各部局への意識の浸透が十分に図れなかったため、今後の意識づけが課題です。
- (3) 検討中、未着手となっている事業が6～7%あり、特に文化振興課の担当事業において対応が進んでいない状況があります。その原因としては、事業実施に向けたハードルが高いことや、人的資源が乏しいこと等が挙げられますが、文化芸術活動団体等と連携を図り、実施に向けた検討をしていきます。

松本市文化芸術振興基本方針の改定について

1 趣 旨

平成28年11月に改訂を行った松本市文化芸術振興基本方針の対象期間が、令和2年度で満了となるため、この基本方針を改定し、平成29年6月に施行された文化芸術基本法に基づく「文化芸術推進基本計画」として新たに策定することについて協議するものです。

2 経 過

H15 「松本市文化芸術振興条例」を制定

H17 「松本市文化芸術振興基本方針」策定

H27. 5 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」が閣議決定

28. 11 「松本市文化芸術振興基本方針」を改定

29. 6 「文化芸術振興基本法」が改正され、法律名も新たに「文化芸術基本法」として公布・施行

30. 3 国の「文化芸術推進基本計画」が閣議決定

3 松本市文化芸術振興基本方針の概要

- (1) 「松本市文化芸術振興条例」及び「松本市総合計画」を具体化させる文化芸術分野の個別方針として策定
- (2) 「文化芸術振興基本法」の対象とする文化芸術の範囲を基本とし、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野への波及効果を視野に入れた。
- (3) 取組期間は平成28年度から令和2年度までの5年間

4 改定の基本的な考え方

- (1) 「文化芸術振興基本法」の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務として法律上明記されたことから、現基本方針を改定し、「松本市文化芸術推進基本計画」として策定します。
- (2) 現在の基本方針は、国が平成27年に策定した第4次の文化芸術の振興に関する基本的な方針に基づいて策定しているため、内容について大幅な修正は想定していませんが、法改正により拡充されたものについて反映した計画とします。
- (3) 松本市文化芸術振興審議会での審議を経て素案を策定し、市議会への協議やパブリックコメントを実施した後、令和2年度末に策定することとします。

5 スケジュール

別紙表のとおり

文化芸術振興基本法の改正について

【改正の背景】

我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が平成13年に議員立法により成立してから16年が経過しました。政府ではこれまで、同法に基づき4次にわたって策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組みが進められてきました。

一方でこの間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきました。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあります。

こうしたことから、超党派の文化芸術振興議員連盟における1年以上にわたる検討等を経て、議員立法により、文化芸術振興基本法の改正が行われました。

【改正の趣旨】

今回の改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

文化庁ホームページより

